

マネロン・テロ資金供与リスク対策に係る当金庫の取組み

東北労働金庫およびグループ会社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「マネロン・テロ資金供与リスク」といいます。）の防止を経営上の重要な課題と認識し、経営陣の主導的な関与のもと、組織として適切に対応できる管理態勢を整備しマネロン・テロ資金供与リスク対策に取り組んでいます。

1. 目的

当金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、全役職員の共通認識のもとで必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン・テロ資金供与リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とします。

2. 態勢の整備

当金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン・テロ資金供与リスク対策を金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

3. リスクの特定・評価・低減

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネロン・テロ資金供与リスクを適切に特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じます。

4. マネロン・テロ資金供与リスク対策の実施

当金庫はリスク低減策にのっとり、受入れ時の取引時確認を適切に実施のうえ、お取引の可否を判断するとともに、以後の段階において取引時確認・取引モニタリング等を適切に実施し、個々のお客様の状況や、その行う取引のリスクの大きさに応じ、継続的な顧客管理を行います。必要な情報の提供を受けられないなど、適切な顧客管理を実施できないと判断した場合は、取引の一部制限や謝絶などの措置を講じることがあります。

また、法令に基づき口座開設等の際に、お客様に本人確認書類のご提示や、職業・お取引を行う目的等を確認させていただき、場合によりお断りすることがあります。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 研修等の実施

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与リスクに対する知識・理解を深め、専門性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

7. 取組み状況の検証

マネロン・テロ資金供与リスク防止に向けた取組状況と有効性を検証し、その結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

以 上

2025 年 4 月 1 日
東北労働金庫